

津波災害警戒区域が指定されました

北海道は、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、令和4年5月、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波法」という。）」に基づき、奥尻町における「津波災害警戒区域」を指定しました。

日頃から、津波が発生した場合の避難先や危険な場所を確認するなど津波防災対策にご活用ください。

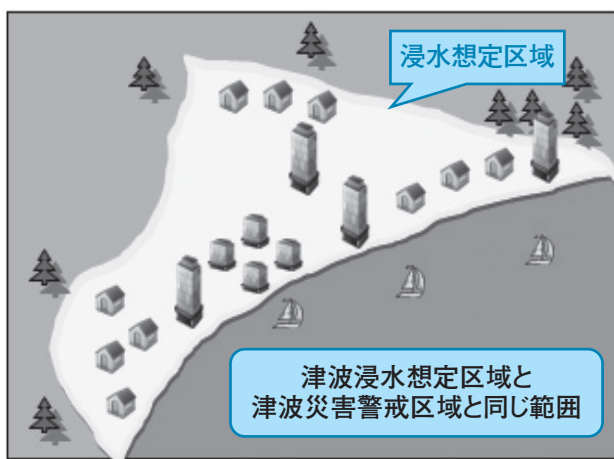
【イエローゾーン】に指定されることで一定の開発行為、建築物への制限がかかることはありません。



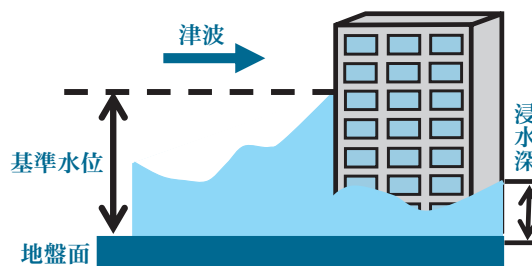
北海道ホームページでも津波災害警戒区域を閲覧することができます。▶

◎津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に知らせ、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に逃げることができるよう、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達・津波避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等による警戒避難体制を特に整備する区域である。



『基準水位』は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準になる水位です。



※基準水位は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています（図を参照）

▽指定手続きの今後の予定

令和4年度中 奥尻町【イエローゾーン】を反映させた総合ハザードマップの作成